

岐阜県新生児蘇生法インストラクター養成事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、周産期医療従事者に対して新生児蘇生法技術の取得を普及するために、地域で必要なインストラクターを養成する必要がある。そのため、医師等を対象に、日本周産期・新生児医学会が開催するインストラクター養成講習会の受講に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 県内の三次周産期医療機関の医療従事者
- 二 県内の消防本部又は消防署に従事する救急救命士
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他の名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
 - 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 前項の申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定により補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第6条 実績報告書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第7条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

(補助金交付請求書)

第8条 補助金の交付請求書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(暴力団の排除)

第9条 第4条第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が第2条第2項の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条第2項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の整備)

第10条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費	補助率
新生児蘇生法インストラクター養成事業	日本周産期・新生児医学会が示す講習会の受講料全額	日本周産期・新生児医学会が示す講習会の受講にかかる経費	10分の10

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

住 所
氏 名

年度岐阜県新生児蘇生法インストラクター養成事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 県補助申請額 金 円

2 添付書類

（1）受講する講習会に関する書類

別記第2号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

住 所
氏 名

年度岐阜県新生児蘇生法インストラクター養成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業実績について、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 受講を証明する書類
- 2 その他必要な書類

別記第3号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事様

住 所
氏 名

年度岐阜県新生児蘇生法インストラクター養成事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度岐阜県新生児蘇生法インストラ
クター養成事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求金額	円
金融機関名（支店名）	
預金種目	
口座番号	
口座名義	